平成２５年（フ）第１９２２号
札幌市東区北37条東６丁目３番22号　クリスタルハイツＲＩ401
債務者　倉場　　由（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２２号
北海道千歳市北斗４丁目10番６号
債務者　吉田　榮子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３６号
北海道江別市大麻新町22番地の２　新町ハイツ306号室
債務者　遠藤　義勝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
札幌市北区屯田９条５丁目２番３―101号
債務者　吉根　弥生（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８２号
札幌市白石区菊水６条２丁目２番７号　10ハイツ304号
債務者　米林　　豊
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
札幌市豊平区月寒東３条３丁目４番20号　トーシンハイツ月寒102号
債務者　山崎　俊昭（旧姓金）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１７号
札幌市西区西町南21丁目４番15―305号
債務者　宮崎　博彰
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３２号
札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　メゾン澄川Ａ105号
債務者　松崎　晴美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５４号
札幌市白石区栄通８丁目５番26号　サニープレイスふるや403号
債務者　川口　修二
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８５号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―503号
債務者　石垣　節子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
北海道登別市鷲別町２丁目９番地11　富谷アパート12Ｆ203
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第９号
北海道登別市栄町２丁目８番地12
債務者　菅原　良子（旧姓遠塚谷）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
北海道室蘭市中島本町３丁目71番地９
債務者　城戸　龍登
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
盛岡市上田１丁目18―７、住民票上の住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中75番地６
債務者　高橋　史仁
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第４５号
岩手県滝沢市大崎94番地232　雇用促進住宅２棟201号
債務者　玉川　久子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１０号
福島県喜多方市塩川町会知字八幡町3142番地
債務者　花見　正一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
福島県喜多方市塩川町会知字八幡町3142番地
債務者　花見　文子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係